



神大震災の影響で大きな損傷を受け、一時、まったく

初めの公立の公開図書閲覧施設・京都集書院でした。阪神大震災の影響で大きな損傷を受け、一時、まったく

まさか今に生かすべき教訓です。(出淵とき子)

洋画家・浅井忠を初代院長に、本格的な洋画研究所として創立した関西美術院(左京区岡崎 1906)。ここから梅原龍三郎、須田国太郎、安井曾太郎など、日本画壇で活躍した名だたる画家が排出されています。同じ岡崎にある京都府立図書館(1909)も、その前身は日本最

京都大学のシンボル、時計台の本館(1925)、同志社女子大学ジェームス館(1913)、1928ビル(旧毎日新聞社京都支局、1928)などなど、今も馴染みの建物が数多く残っており、いずれも京都の近代化を象徴する名建築として高く評価されています。

「我が国は現在恵まれすぎるくらい地震帯には恵まれており、世界の大地震帯が太平洋沿岸に沿って流れしかも周期率をなして必ず起る。此地震に対しては地震を根本的になくすることが出来ない以上、地震に打撃つ抵抗力の養成に全力を尽くさなければならぬ。」と語り、建築家として0.4以上の震度、火災に耐える建物を造る。「避難場所を多くし、それには公園を設け、道路を広くする。水の供給を十分にできるように、池、井戸、堀をたくさん掘り、街路樹を植え、「平素は都市美観に供すること」――。

## 京都の民主運動史 史跡散歩 ⑬

お馴染みの名建物に見る  
建築家・武田五一の足跡



建て替える計画でしたが、建物の文化的価値を残してほしいという市民の声で、今のような一部外観を保存して新築(2001)されました。全国の政令指定都市の市役所としては、もっとも古いと言われる京都市役所(1927)も、建築当初のままの姿です。建築家・武田五一(1872-明治5-1938・昭和13)がかかわった建物は、ほかにも

田の貴重な講演録が残っていることを知りました。関東大震災の被災地視察をした直後です。(抜粋)――



## 建築近代化に大きな貢献

恵まれており、世界の大地震帯が太平洋沿岸に沿って流れしかも周期率をなして必ず起る。此地震に対しては地震を根本的になくすることが出来ない以上、地震に打撃つ抵抗力の養成に全力を尽くさなければならぬ。」と語り、建築家として0.4以上の震度、火災に耐える建物を造る。「避難場所を多くし、それには公園を設け、道路を広くする。水の供給を十分にできるように、池、井戸、堀をたくさん掘り、街路樹を植え、「平素は都市美観に供すること」――。

京都の民主運動史を語る会	2017年度総会を開催	2	私と日朝友好運動	大橋 満	10
5月例会	戦後憲法と地方自治		〈研究ノート〉京都婦人同盟の成立と女性たち	井上 とし	11
	「革新自治体」と戦後民主主義・現代民主主義	大久保史郎	〈この1枚〉1974年の党旗びらき	湯浅 俊彦	14
	〈東アジアに平和・友好の風を草の根から〉		会員消息 総会へのメッセージから		15
	私と日中友好運動のいま	桐畑 米蔵	例会案内／編集後記		16

# 京都の民主運動史を語る会 2017年度総会を開催

京都の民主運動史を語る会2017年度総会は7月1日、京都市職員会館かもがわで開催。岡田知弘・京都大学大学院教授・自治体問題研究所理事長が「地方自治・憲法と住民自治の現在」と題して記念講演をおこなった。総会での会務報告は以下の通り。

## 会員の現勢

人（昨年の会員数187人）  
例会の開催（37〜40回）

- ・9月10日 70年代、京都の憲法運動と蜷川民主府政Ⅱ加藤英範（弁護士）・田中弘（元府市民団体協議会）・大久保史郎（立命館大学）
  - ・11月26日 京都のキリスト者の平和運動Ⅱ出口玲子（日本キリスト教団信徒）
  - ・3月11日 子どもたちの集団創作劇活動Ⅱ高橋冬彦（児童劇団やまびこ座）
  - ・5月20日 革新自治体と憲法Ⅱ大久保史郎（立命館大学）
- 会誌の発行（223〜228号、別紙参照）

## 16年度の総括

・憲法発布70年を意識し、例会や会誌の紙面づくりでも、憲法、そして地方自治を中心においた企画をおこなうことができた。京都の民主的な自治体づくりの歴史的な意義や果たし

てきた役割については、引き続き検討をおこなうべき課題として認識されたと考える。「療原」の憲法普及行政（この一枚）、京都における憲法運動略年表については、引き続き継続していきたい。

・編集体制の強化・充実の為に編集部を設け、世話人の湯浅さんを編集の顧問に、編集担当を佐藤さんとし、編集部強化を進めた。実務上の課題を整理しながら正確な紙面づくりが求められると同時に、新しい書き手の発掘をおこなう必要がある。

・再開したHPの活用が始まってきたがその有効活用について更に検討を進めることが課題となっている。

・昨年度から会計監査2名体制を敷き財政活動のチェックは進んだが、会費徴収には幾つかの課題がありその改善をはかる必要がある。

## 17年度方針

・改憲・明治節制定の動きなど、戦後民主主義の価値と歴史的意義を根底

員拡大をはかる。特に、語る会の継承を意識した会員拡大を留意する。

## 17年度役員

- 世話人会（隔月一回の会議）  
名誉代表 岩井忠熊  
顧問 川合葉子・田北亮介  
世話人 井口和起・小田切明徳・黒住嘉輝・佐藤和夫・沼本耕典・原田久・馬原郁・湯浅俊彦・井手幸喜  
代表・井口和起  
事務局長（会務担当）―井手幸喜  
編集部―佐藤和夫・出淵とき子・奥西正史・野村千代子・湯浅俊彦  
例会担当―小田切明徳  
会計担当―沼本耕典  
会計監査―木村誠一・佐々木保幸

## 2016年度収支報告書

（自 2016年4月1日・至 2017年3月31日）

項目	決算	予算	執行率(%)	備考
<b>(収入の部)</b>	<b>477,204</b>	<b>526,000</b>	<b>90.7</b>	
会費収入	468,000	480,000	97.5	156人分、273,000円(91人分)は未収入金
賛助会員収入	5,000	25,000	20.0	
カンパ収入	0	10,000	0.0	
その他の収入	4,200	10,000	42.0	例会参加費
受取利息	4	0		
雑収入	0	1,000	0.0	
<b>(支出の部)</b>	<b>459,554</b>	<b>526,000</b>	<b>87.4</b>	
総会費	14,713	50,000	29.4	会場費他
会議費	8,000	20,000	40.0	
監査委員会費	0	5,000	0.0	
会誌発行費	207,768	200,000	103.9	印刷・版下代金
通信・発送費	121,477	140,000	86.8	療原発送代他
備品・消耗品費	38,472	50,000	76.9	封筒代他
運営費	60,000	20,000	300.0	ホームページ維持費
旅費	8,610	40,000	21.5	
雑費	514	1,000	51.4	
雑損失	0	0		
<b>上半期収支差額</b>	<b>17,650</b>			
<b>前期収支差額</b>	<b>613,707</b>			
<b>次期繰越収支差額</b>	<b>631,357</b>			

# 戦後憲法と地方自治

## 「革新自治体」と戦後民主主義・現代民主主義

大久保史郎（立命館大学名誉教授）



はしがき

昨年9月の例会での報告（「京都民主府政と憲法運動」227号）の際に、70年代の京都憲法会議の取り組み実態を加藤英範さん、田中弘さんとともに報告しました。その際、「革新自治体・蜷川府政の総括が未完のままではないか」と口走ったために、本日の報告となりました。

**革新自治体・蜷川府政とは何であつたか**

60年代半ばから70年代にかけて、「革新自治体」が東京、横浜、名古屋、京都、大阪と拡がり、戦後地方自治の「画期」となりましたが、その後、多くの自治体は自公民に取り込まれていきました。

では、この「革新自治体とは何であつたか」、「その後、革新自治体への動きはないのはなぜか」、「いま、地方自治はいかなる状態で、何が課題か」、こうした問いを含めて、「戦後の革新自

治の先駆けとなつた京都蜷川府政が何であつたか」、「総括が未完である」とすれば、それはなぜか」という疑問です。



90年代以降の地方自治体では自民党離れが進行し、政治改革、行政改革とならんで、「地方分権」への動きが出てきました。1999年「地方分権一括法」などにより、地方自治体を国の下部機関とみなす「機関委任」事務が廃止され、国と地方との権限配分が見直されましたが、底流には、国の規制緩和、民営化という大企業本位の新自由主義政策があり、この間、さまざまな「改革首長」が登場し、また、大都市であっても混迷する状況が続いています。そこに、2011年の東日本大震災、沖縄・辺野古問題が生じました。

多くの地方自治体がこのままでは自分たちの将来はないと思ひ、支配・利用しか考えない中央政治に距離感を持つています。安倍内閣は、「少子高齢化、人口減」を叫び、「地方は消滅する」だから「地方創生だ」という作爲的なキャンペーンを行い、例の「特区構想」を持ちだしています。あいかわらず、金をつけるぞ、もうけ口があるぞ、だから、そちらで自分の負担をしろといい、地方自治体を大企業の収益対象に差し出すだけの悪質な政策になっていきます。この数十年、地方自治体はいよいよ混迷を深めてきたということができます。他方で、かつての革新自治体を担い、その後を経験し、また、この間の日本政治の保守化・右傾化を見てきた側も問われます。日本内外の状況はおおきく変貌したことは事実ですが、あらためて、日本の民主主義を本物にするためにどうしたらいいのか、この基本に立ち戻って、地方自治を捉え直すべき場面になっていきます。下からの、生活に根付いた民主主義をどう創るかです。この点で、国政改革とは違う地方自治固有の意義と難しさへの反省と展望があつてもいいのではないかと思ひます。民主主義を理念でなく、構造において捉える、すなわち自治・自己統治として捉える時、そこでの「地方自治」の意義、とりわけ近代日本、現代日本における重要性です。この視点から、革新自治体は何であつたのかです。その先駆けであり、本体であつた京都蜷川民主府政とは何であつたかです。さしあたり、次の3点が思ひ浮かびます。

- ①戦後日本において、地方自治はどのように始まつたか。とくに日本国憲法における「地方自治」創設の意義とその重大さです。
- ②この地方自治の実際の歴史はど

うであったか、その中で、「革新自治体」とは何であったか、蜷川府政は何であったかです。

③ 地方自治のあり方が日本全体の将来と、どのように結びついていくのかです。

私にその全体を論じるだけの力はありません。ただ、革新自治体や蜷川府政の総括が未完である理由としては、歴史経過的な面と同時に、理論的な問題点があったと思います。これは上記の①から③までの全体に関わりますし、舌足らずになるでしょうが、要点を述べます。

## 1. 戦後憲法における地方自治

### (1) 新憲法制定と地方自治——戦前型「官制自治」からの脱却

戦前日本には、「地方制度」はあっても、「地方自治」はありませんでした。県知事は内務省任命の「国の官吏」であり、市長は市会推薦の候補者から内務大臣が任命し、町村長は町村会で選挙された者について知事の許可が必要でした。戦前の地方制度は、自由民権運動の拠点になった地方民会をつぶし、旧憲法の制定前に、あらかじめ府県会規則、郡区町村編成法を制定するなど、徹底した中央集権の体制を用意しました。明治憲法に地方に関する規定はまった

くありません。すべて、勅令—法律事項であり、国家の下部機関としての地方制度でした。だから、戦後憲法の地方自治は、制度の上でも、意識の上でも、まったくの「創設」となったのです。しかし、日本の国家主義体制を克服し、民主主義を根づかせるために、必要不可欠な制度として、第8章「地方自治」が設けられました。その後の革新勢力の側も含めて、民主主義国家や社会における地方自治の意義、中央権力に対抗する地方自治力、「地方自治」という統治の仕組みについて、その価値と重要性の認識が弱かったのではないかと思います。せいぜい、「全体」の「部分」として捉えていたと思います。

こうして、戦後日本は、地方自治をゼロあるいはマイナスから出発させたのです。蜷川府政に始まる革新自治体は、この地方自治の意義を目に見える形で示した最初の動きでした。繰り返しますが、民主主義とは「自治」≡自己統治です。国家的・全国的には「国民主権」となりますが、これに解消できません。現実的には、地方自治、住民自治、住民主権があって、国民主権が本物になるのです。この自己統治の仕組みと経験をもつ国民・住民がいないと、民主主義は本物にならないと思います。これが現代民主主義なのです。

### (2) 地方政府と地方自治の本旨

憲法8章の「地方自治」は、英文では Local Self Government となっています。総司令部は、国家主義・軍国主義の日本を変え、民主主義を定着させるためには、自治性の強い「地方政府」が必要であると考へ、そうした憲法草案を作成しました。しかし、日本政府はこれに抵抗し、基本規定にとどめる現在の条文になりましたが、タイトルとして残ったのです。90年代に入って、「地方分権」、「地域主権」、「住民主権」という言葉が出てくるようになりましたが、中央政府の支配から自立した住民本意の地方自治という意識・自覚はまだありません。それを最初に体現したのが蜷川府政であり、これに革新自治体です。

92条には、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項」は「地方自治の本旨 (the principle of local autonomy) に基づいて」、「法律でこれを定める」となっています。これを定める主体が誰でしょうか。「国民」ですか、「住民」ですか。住民が自分で自分の統治の有りようを決める—これが自治なのですが、一見、あいまいな条文になっています。「法律で定める」となっていますが、これは形式で、その実質「地方自治の本旨に基づく」、すなわち自治—住民の自治で

ある、これが憲法が確認した原則ということですが。法律という形式にかつて、国が決めるのでは「自治」になりません。憲法学では、これを「住民自治」≡住民の意思にもとづく自治と「団体自治」≡独立・自立した地方公共団体による統治と説明します。「地方」の「自治」は、基本的人権と同じように、各住民—自治体固有の権利で、地方自治という統治は住民の意思—信託によると考えるのです。国政が国民の信託であるのと同じです。

当初の憲法草案では、「地方自治体」は住民がみずから組織する一つの独立した政治体 (bodies politic) であり、自治・自律の存在 (local autonomy) でした。そこで、92条が簡潔に規定する「地方自治の本旨≡原則」をどのように理解するかが、憲法・地方自治法の解釈のカギなのです。ながく地方自治行政も、憲法学説も、戦前以来の「官制自治」的理解に引きずられるのですが、革新自治体や住民運動の具体的経験を通じて、次第に「ムラ意識」、「お上意識」を脱して行く経過をたどりました。かつて自治体の組織・部局の編成も「法律」という枠をはめられましたが、これに対する「国の関与」が外されて、各自治体がその部局を自分で決められるようになりました (地方自治法1991年・03年改正)。

93条は、地方自治の統治組織が首

長（知事・市町村長）と議会（assemblies）の議員、これにもどく「吏員」からなり、「住民が、直接これを選挙する」と定めています。ここでの「議会」は住民が自主的に集まる集会（assembly）

\* 議会は、イギリスでは Parliament — 国王が召集する議会、アメリカでは Congress — 各州代表による「会議」、フランスでは national assembly — 共和制による「国民議会」と呼びます。日本はこれらのどれでもない「国会」（Diet）となっています。

sembly) という意味です\*。

地方自治体は、ともに住民を直接の基盤にする「議会」と「首長」の二つの機関からなりたちます。住民代表の「議会」と「首長」は協力し、ともに（場合により対抗しあつて）、権力を担います。「革新自治体」では革新知事・市長が保守的な議会・議員と対立しました。現在は、保守的な知事・市長が議会・議員と対抗する構図になっています。どちらにしろ、住民を直接に代表し、日常的に接する議員・首長でなければならぬのですが、最近では、住民の監視が衰え、首長・議員の質が低下している例が多く出ています。

94条の条例制定権も、地方自治体が自立した統治—自治政府であることを示す基本条項です。94条は、自治体が「財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能」をもち、自らの条例（own regulations）を制定できるとしています。この「条例」は、制

定時、政府の抵抗で、「規則」にされましたが、自治憲章（charters）なのです。これに「法律の範囲内」という中央政府側からの法律の枠をはめる規定になっています。しかし、条例は、住民代表である議会・首長が制定する「立法」、すなわち、地方自治体の自治憲章、住民自身の法—「憲法」・立法であり、中央政府があれこれ指図できない「自治法」なのです。

これは60年代から70年代に公害・環境規制をめぐって問題となりました。結局、国の「法律の範囲内」の枠を打破して、地域・自治体に見合った公害防止条例（横出し・はみ出し条例）を制定できるようになりました。同様に、罰則付きの条例制定権、課税条例制定権も憲法から直接に認められたもので、法律によるものではないと解釈されています。99年の地方自治法改正は、「法律又はこれに根拠をおく政令によらなければ」、市町村自治体は「国又は都道府県の関与を受け」ない、という「関与」の法定主義、また、「必要な最小限度」の原則と自治体の「自主性および自立性」への配慮を明記しました（地方自治法245の2条、245の3条）。

中央政府が勝手に地方自治体に介入できないという地方自治の原則は95条にも示されています。ここには、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところによ

り、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない」と規定されています。全国民の意思があつても、当該地域の住民の同意がなければ、これを押しつけることはできないという原理の表明です。

例をあげれば、沖縄に米軍基地を一方的に押しつける不合理、不正性は明らかです。沖縄の抵抗に正当性があり、正義があることを誰も否定できないはずですが、東京の都合で、原発の設置を福島県、新潟県に押しつけることはできないはずですが、国家的都合で、ある地方を犠牲にできるかです。この問題は理念としての国民主権、民主主義一般ではすみません。住民自治、地方自治を前提にして、国民主権、民主主義が成立するのであつて、これを実現するのが民主主義の統治、政治ということ

です。戦後日本は、この「地方自治の本旨」がなかなか理解できずに、長く「官制自治」発想・習慣のままでした。これを打破したのが蜷川府政です。蜷川府政は「機関委任事務」や国の地方交付金・補助金行政に苦しめられながら、地方自治の憲法原理を具体化する途を歩み、これに全国の革新自治体が続きました。憲法学的にも次第に住民自治を優先する解釈となります。その後、東日本震災にお

ける原発事故は、中央政府や財界のばらまき財政に踊らされたら、どのようなことになるかの痛烈な教訓となりました。各地方自治体では、行財政政策を自主的に立案・行動しなければ、将来がない、国の施策や財政に依存したら、本当に「消滅」してしまうという危機意識が高まっていると思います。

## 2. 日本社会の「都市化・現代化」と「革新自治体」

### (1) 革新自治体の拡がり

蜷川府政は、1950年2月の京都市長選挙での民統会議の経験を経て、その4月の知事選勝利から始まりました（52・7%対47・3%）。朝鮮戦争が始まった年です。まだ敗戦と戦後復興の最中というべきで、府議会は社会党が15名、共産党1名であり、京都市政では保守市長が続きます。蜷川府政は、1962年までの第1期（50年・54年・58年選挙）、1960年安保闘争を契機として、革新色を強める第2期（62年・66年・70年選挙）、そして、社共と自民・公明・民社の対決となる第3期（74・78年選挙）と経ます。「革新自治体」は、首長が社会党・共産党の革新政党の推薦・支持された自治体をさしますが、議会では保守が多数を占めて、「丹頂鶴」と言われたように、首長は赤でも、本体は保守あるいは保守と革新が入り交じった存在

でした。蛭川府政は各期ごとの特徴を持ちますが、これが50年代から70年代末まで続いた背景には、蛭川さんを軸とした保守・革新を横断する自治・自律への動きがあったからです。それが崩れることによって「落城」しました。ここには、国政次元での保守・革新の対立とは別に、これを貫く「地方自治」次元での住民自治・自己統治の必要なことが示されていると思います。

## (2)革新自治体と政党・労働組合・団体・市民

革新自治体が全国的に広がった背景には、60年代以降の日本社会の「都市化」あるいは「現代化」（産業・工業化・都市化）があります。東京・大阪・横浜などで公害環境問題・生活環境の悪化があり、これにいち早く対応したのが社共などの革新政党・革新諸勢力でした。つまり、革新自治体の時代は都市化・現代化を背景とし、これを原動力としました。京都府の場合は、京都市と府下、都市と農漁村の両方を抱えていて、時期として50年代の日本社会が農漁村・ムラ型から都市・マス型に変わっていく時期全体にわたって、その双方を体现・統合しながら、地方自治を実践したわけですね。問題は、この地方自治が誰を担い手にして、実現し、定着させるかです。

革新自治体の場合は、革新勢力ということになりましたが、いくつかの問題を抱えていました。第一に、「革新自治体」の政治的担い手である政党の基本的な性格です。社会党・共産党は、「階級政党」として日本社会全体の「革命」、社会主義をめざす政党としての体質をもっていたから、その主眼はどうしても中央権力の変革に向けられます。この意味で、革命論―国政論はあっても、地方自治論は弱かった、無かったのではないかと思います。革新自治体は、選挙の際に、しばしば中央の政党政治に振り回され、これへの対応に苦心しました。もともと「保守」・「革新」も全国的な政党次元での色分けです。これらの政党が地方自治固有の性格に基づいて、その担い手としての原理を持つていたかです。これは日本における民主主義の実現をどのようにとらえるか、国民主権の中に、地方自治・住民自治をどのように位置づけるかの問題を意味します。

第二は、労働組合・労働運動です。労働組合・労働運動が労働者の利益をこえた地域全体の利害、住民の利益をどこまで追求できたのかです。とくに、戦後日本では企業別労組としての体質・限界がありました。この問題は、60年代後半から顕著になる産業公害への労働組合の対応で表面化した（主として民間大労組）。それもあって、革新自治体を現実に支えたのは公務員・公共労組、教員組合などの

自治体労働者でした。この時期に「公務労働論」が活発に議論されました。ともあれ、労働者の階級的利益と住民・市民の利害をどのように一致させるかに苦勞するのですが、企業別労組としての性格は特に障害となりました。

第三に地域の多様な自営業者・職業者です。政党・労組とは性格は違いますが、その利害に応じて、多様な性格をもち、これらをどこまで地方行政―政策に結びつけるかで苦心しただろうと思います。

第四に、これらの革新政党・労働組合・諸団体と住民を結びつける役割を学者・文化人、医者・弁護士などの専門家が担いました。革新自治体を担い手の視点から捉えたときの際立った特徴です。京都の場合は、65年に結成される府・市民団体協議会（社会・共産・民主革新会議＋諸団体）がその典型です。蛭川府政は革新団体・勢力を支えられ、一部保守系もふくめた幅広い人々の結び付きによって、中央の保守・自民党政治に対抗したわけですね。

## (3)自治の主体としての住民と現代の民主主義

地方自治の担い手は、結局、「住民」ですが、この住民が、いかなる意味で、地方自治、すなわち、自治・自己統治の主体たりうるか、その具体像で

す。

革新自治体は、当時の都市問題として噴出する住民の生活要求に積極的に対応しようとした。横浜の飛鳥田市長「1万人市民集会」や東京美濃部知事の「対話」手法がその典型ですが、これが、えてして陳情政治にとどまる面を抱えました。革新自治体が、初期の自民党政治に対する怒り・抵抗の段階から、住民・市民自身の「自治・参加」が求められる局面や段階で、その難しさ・限界が出てきます。この面で、京都・蛭川府政がどのような行動を取ったかを事態に即してとらえ、分析する必要があります。蛭川府政では、都市型の市民集会・対話の形をとらず、府政と各界・団体の協議を通じる形をとることが多かったように見えます。住民・市民との対話の多様な形態、とくに代表・団体を通じた交渉・調整、集約を重視したように思います。

ところで、制度としての住民自治・地方自治に大きくかぶさったのが国―中央権力の体制であり、社会体制です。これは日本という国のあり方そのものに関わります。明治以来の日本国家に「地方自治」は存在しませんでした。戦後の革新自治体を担い、推進した側には理念としての「国民主権」はあっても、「地方自治」、「住民自治」は未知の課題でした。近代日本は、戦前以来、徹底した「追いつき・追い越せ」の上からの後進国

家体制の下にあり、米国や欧州などでの連邦制を含めた、地方自治を前提にした国家形成の歴史をもちません。憲法上、地方自治は創設されたけれど、地方自治体は国の地方機関・部分という認識、意識が強く働き、革新政党・勢力の側でも、国政改革の「部分」として位置づけていたと思います。

ここで視点を変えてみます。私たちは、日本国憲法の制定に始まる戦後民主主義をある種の感慨と誇りをもって、あれこれ語ることができませんが、ここに、どこまで「地方自治」を入れることができるでしょうか。「革新自治体」はその可能性を示そうとしたところで、頓挫し、その後、80年代以降の日本の「経済大国化」、「企業社会日本」に飲み込まれたのではないかと思います。日本の民主主義は本物にする、国民生活に根付いたものにするためには、民主権一般、民主主義一般には解消されない住民自治、地方自治が重大な役割を担います。地方自治は民主主義の学校といいますが、この古典的な命題の意味するところを考えてみる必要があります。



化、それも「富裕化」という形になりました（80年代には「中流」と応える国民がビークに達しました）。日本国憲法の中で、現代化は生存権（25条）や労働基本権（27・28条）に、また、財産権に対する「公共の福祉」による制限（29条2項）に姿を現しています。地方自治は、近代国家形成の起点から登場し、その意味で、近代化の課題です（古典的な市民自治）。日本国憲法の地方自治は、規定としては、古典的な市民自治に近く、それだけ原則的で、運用次第の性格をもっています。蜷川府政やその後の革新自治体は、この近代市民自治としての地方自治に取

り組んだのですが、これは日本社会が急激な高度経済成長、現代化・都市化に突き進んだ局面においてあったこととなります（蜷川府政の一期は、「現代化」まえの「戦後民主化」段階とみるべきでしょう）。

そこで、近代市民自治の主体としての住民・市民は、現代化の段階で、どこまで自治の主体たりうるか、どのような形をとるかです。現代化という、あらたな構造的な変動と条件の下で、市民自治が問われるわけですから。政治システムとして、直接民主主義と間接民主主義、中央集権と地方分権などの近代以来の統治原理も、その現代的あり方が模索され、他方で、国民・市民も「大衆化」、「群衆化」の危険にさらされます。その一人一人が情報・知識の面で著しく、その能力を高めて、その上で、選択・行動を行う、あるいは逆に、操作される可能性を持ちます。

こうして、地方自治は、日本社会の近代化と現代化の同時的な過程の中で、課題にぶつかってきたのです。戦後日本は、政治的民主主義の面でも、社会経済的な民主主義の面でも、この近代化と現代化を同時に経験する過程をたどりました。そこに定着もあれば、混乱・混乱もあつた。この場合、近代化が進めれば、次に現代化があるとか、現代化を進めれば、近代化も同時的に達成されるというのでは単純すぎます。革新政党

・革新勢力がこれをどのように考えていたのか、そして、現在、戦後日本がどのような経験と過程をたどったかを整理する必要があるようです。「地方自治」についても、同じ問いが必要ですが、私は、蜷川府政や革新自治体は、この点で、「評価する」に値する豊富な経験をもったと思います。

### 3、都市化・現代化とシビル・ミニマム論

地方自治の主体である住民・市民とおかれた条件を現代的、都市的生活においてとらえ、その主体的なあり方を論じたのが松下圭一のシビル・ミニマム論でした（『シビル・ミニマムの思想』東京大学出版会・1971年）。松下圭一は、「信じがたいほど早熟」（田口富久治『戦後日本政治学史』306頁）と評された多才な政治学者で、戦後の早い段階から戦後政治理論・分析・政策論に関わり、多くの論争の当事者となり、とくに都市政策・自治体政策の領域で実践的な理論活動を行った。ロックの市民政治理論の研究から出発して、戦後日本社会を近代から現代への転換としてとらえ、この現代的構造に着目した政治・社会主体の形成に力点を置きました。憲法分野では、明治以来の官僚法学を根本的に解体し、日本国憲法に即した「市民自治の憲法理論」を説いています

〔市民自治の憲法理論〕岩波新書・1975年〕。

松下は、世界史的な認識としての「近代化」の過程を第Ⅰ段階（絶対主義国家―統一的権力の造出）。第Ⅱ段階（産業革命にはじまる資本主義経済の発展のなかで、工業主導の国民経済が成立する一方、貧困格差・階級対立が激化し、社会主義運動が登場）、第Ⅲ段階（大衆化社会・大衆政治）から現代に移行するようになりました。その構造を経済構造・社会形態・政治過程の3面から捉え、社会形態において生ずる現代化・都市化に注目し、これを重要視しました。

この第Ⅲ段階において、それまで貧困・無知とされた階級（労働者・農民）のマス・デモクラシー化（普通選挙権と議会制民主主義の民主化）と、社会経済における工業化（大量生産―大量消費）によって、社会の現代化・都市化が出現します。ここに、選挙権・社会保障・義務教育の保障や大量消費・大量交通・余暇・教養などの生活様式の変化と、これらに対応する権力・統治構造の変化が生じると論じました。権力は第Ⅰ段階、第Ⅱ段階では主権国家・国民国家に収斂しますが、第Ⅲ段階では、社会・経済・政治・行政の（分権化・国際化）が不可避となり、多元的・多層的な大衆政治・市民政治が現れるというのです（伝統的マルクス主義政治論との「大衆社会化論争」に

ついては、後藤道夫『戦後思想ヘゲモニーの終焉と新福祉国家構想』労働旬報社、2006年）。

松下の議論は、戦後日本を高度経済成長と社会変化をこの現代化・都市化においてとらえ、結論的には、政治・行政を国家官僚による（近代化）から、都市市民のシビル・ミニマムを軸にした市民自治による（現代化）に転換するべきであるとの主張となります。ここの都市型社会の生活・政策構造として、所得保障（労働権）を基本とし、これを支える社会保障（年金・健康保険・雇用保険）・社会資本（市民施設・都市装置・公営住宅）・社会保健（環境衛生・食品衛生・公害）が課題となり、このための地域民主主義、自治体改革、分節民主主義が必要になると論じました。

松下の現代化・都市化論で注目すべきは、現代社会のマス化状況の受動的・否定的な面だけでなく、そこに個人的自発性や自主的大衆的な団体・集団の叢生が生まれ、抵抗―権力からの自由とともに、権力への自由―参加を引き起こすのであり、その場が都市・自治体における自治・参加であるとする点です。ここに登場する多様な都市市民、住民をどのように具体的にとらえるかが重要で、松下の場合、さまざまな集団の一員としてとらえようとするところに特徴があります。

とここで、70年代を経た日本社会は、西欧に見られる福祉国家政策による大

衆社会の包摂ではなくて、企業社会への馴化（じゅんか）として進行し、80年代の「経済大国化」となります。

利益政治が横行し、これが地方自治体にも深く浸透します。これが日本的な企業型大衆社会として定着する時期を迎えますが、90年代後半に入ると、この日本企業社会を再編・破壊する形で、新自由主義的「構造改革」が持ち込まれます。グローバルに展開する多国籍企業本位の政治・行政改革、社会経済政策が強行され、貧困格差、生活破壊、地域破壊が進行したのです。そこで、国政改革と並んで、地方自治の再生があらためて求められることになり、ナショナル・ミニマムによる新福祉国家論が有力に唱えられています。同時に、地域自治体の再生・復活とその主体形成の手がかりとして、松下のシビル・ミニマム論は、あらたな状況変化のなかで、どのようにとらえるかを検討する価値があると思います。

### むすび

新自由主義のグローバルな展開とその現代日本への導入によって、これまで企業福祉に依存して、公的・国家的レベルでの雇用・社会保障・社会福祉を怠ってきた日本社会は、それだけ新自由主義的な構造改革による国民生活の打撃が全階層に及び、これに対する抵抗は国民的、全階層

的に拡がっています。その意味で、かつての革新自治体の担い手よりも幅広い、保守支持層を含んだ運動として展開できる可能性をもつと思います。この各階層ごとの特徴をつかむ必要があります。

しかし、問題はこうした主体形成のあり方です。より多面的、より多極的で、女性はもちろん、さまざまな社会的少数者・弱者が参加する運動であり、市民・住民の個人的自発性を強くおびた抵抗と参加となるし、これらを結びつけるのは柔軟な、自発的ネットワーク的な連携・集団になるのではないかと考えています。こうした視点を含めて、革新自治体の時代、蜷川府政の経験を捉え直すことが大事だと思います。

### 参考文献

- 本文中のほか
- 渡辺治・後藤道夫編「講座現代日本4 日本社会の対抗と構想」（大月書店・1997）
- V章 進藤兵「『地方分権』改革と自治体運動」
- 二宮厚美・田中章史「福祉国家から地方自治と公務労働」（大月書店・2011）
- 岡田一郎「革新自治体」（中公新書・2016）
- 今井照「地方自治講義」（ちくま新書・2017）

# 東アジアに平和・友好の風を草の根から

## 中国人戦争被害者の要求を支えて

### 私と日中友好運動のいま

桐畑 米蔵  
(日中友好協会会京都  
府本部理事長)

私は退職後、主として中国問題について学び実践として、日本と中国の間に横たわる諸問題の解決に一臂の力を貸したつもりです。その活動分野は一つは日本中国友好協会に係わってであり、もう一つは、中国人戦争被害者の要求を支える会の活動です。

#### 不再戦の誓いを胸に

友好運動の精神は、かつて「日本政府の行為によって中国への侵略戦争が起こされた歴史を教訓として、日本と中国が再び戦うことのないよう、日本国民として平和と民主主義の立場に立つて、日中両国民の相互理解と友好を深め、平和五原則に基づく両国関係の発展に寄与し、アジアと世界の平和に貢献する」という友好協会の規約に示された基本的な目的を持って友好運動に参加しました。両国は一衣帯水と言われ、数千年前より文化の交流が続き、不幸な一時期があっても強い紐帯で結ばれ、切っても切れない関係にあります。しかし国の政治体制は異なりますので、友好運動は一夫に偏することなく、お互いに認め合う関係が必要

です。今、日本のマスコミは中国問題では「中国脅威論」ばかりを垂れ流しているため、社会的に中国を嫌いだとする風潮が瀰漫しています。その点で友好運動も「嫌中感」に足を引っ張られている実態があります。

世の中がキナ臭くなる安保法制は、共謀罪や秘密保護法を通じて「いまや気分はもう戦争」といわれるほどになり、比例して他国、特に中国、韓国に対する蔑視やヘイトスピーチ、あからさまなデマが撒き散らされるのを見ると、私たちの友好運動が目指す国の政治に左右されない「草の根の友好」が今こそ広く訴え、活動することが求められていると感じています。その草の根の友好を培うために、私ちはまず中国を知ること重視し、その実践として「言葉で分かり合う」ために中国語講座を、「その国の文化を知るために」文化講座（漢詩講座、太極拳講座、きりえ教室、中国旅行）等をつづけていきます。

#### 政府、企業の行為が明るみに

もう一つ、私が係わり続けているの

は「中国人戦争被害者の要求を支える」

活動です。京都で身近な課題として解決を求めて、中国人被害者に寄り添い活動が続けているのは、府下の大江山ニッケル鉱山に戦時中、国策により中国河南省から、日本軍により拉致連行された200人の中国人被害者問題で解決することです。昭和17年、閣議決定で中国人拉致を日本政府は実行しました。敗戦後、拉致された中国の人たちは、日本軍の戦火で破壊された故郷に送り返されましたが、日本へ拉致し、奴隷労働をさせたことに一言の謝罪も、労働に対する賃金もなく、怪我也も放置され深い傷を残したままの人にも補償もなく、また12人もの犠牲者に補償はなく、奴隷労働させた資料も隠滅された状態が、90年代まで続きました。中国から拉致したのは4万人、国内の35の企業が135か所で奴隷労働させたのです。90年代、やっと隠された資料が明るみに引き出され、被害者の特定、加害企業の特定期間になり、全国的に裁判がおこされました。この裁判を支援するために京都でも「支える会」が作られ支援活動が始まりました。裁判は最高裁で敗訴となり、その後は加害企業と被害者団体の直接交渉が残された道であるため、加害企業と和解交渉を進めることも続いています。京都の場合は未解決の被害者が河南省

で大江山被害者分会を作り、河南省の裁判所に提訴しましたが、現在審理はされていません。

#### 問われる厳しい歴史認識

これは厳しい歴史問題に直面する課題です。拉致連行事件に限らず、日本軍慰安婦問題、日本軍遺棄毒ガス事件（これは今も被害発生しています）、731事件、平頂山事件、南京大虐殺事件、無差別爆撃事件（現在係争中）が日本政府の責任として追及されました。しかし政府の意を付度する最高裁は、全てを戦前の法理である「国家無責任」や「時効・除斥」や「日中共同声明」を理由に棄却し、明らかに「日本政府と加害企業の共同不作為行為（拉致連行事件の判決）」をも無視して被害者の人権回復に背を向けました。国連ILO委員会からは、拉致連行事件、慰安婦問題について幾度となく「是正勧告」が日本政府に出されていますが、全て無視する国際的な無法行為が続いています。この政府を私たちを含め国民が支え続けていることは、私たちを含めて国際的無法行為を認めていることとなります。たとえば、無法の「小選挙区制度」の下にあっても、日本国民として「戦争責任」と「その加害責任を謝罪と償いで被害者と和解し、真の平和と友好を築くこと」は私たちの責務ではないでしょうか

「加害者は水に流し、被害者は石に刻む」と日本がいわれる東アジアの国々

と、真に心を通わせるために、戦後72年になっても歴史を歪曲しつづけ、平和と友好を阻害する人達がいるため、

## 憲法を守り友好親善を図ることこそ

### 私と日朝友好運動

大橋 満  
(日朝協会京都府連代表理事)

#### 北東アジア緊張の原因

北東アジアの国際情勢は、大変緊張していますが、この地域を平和友好の場に変えていくためには、北東アジアに住んでいる人間同士がお互いを信頼して力を合わせていかなければなりません。アメリカ人やヨーロッパの人がアジアの平和を築いてくれることはありません。

韓国・朝鮮人は嫌いだとか、中国人は好きではないといったのは、永遠にアジアに平和は来ないでしょう。また日本人を信頼してくれないでしょう。

生まれも育ちも言葉も習慣も違いを認め合い、平和を邪魔しているのは誰なのか、民主的で豊かに暮らしていくのはどのように助け合えばいいのか、そこで共通していることをさがし、どうすれば協力することができるのかを見つけて努力すれば、東アジアに平和を実現することができるかと確信しています。国家と国家の方針が合わなくても、国民同士は草の根からの友好運動を進めていくことが、平和な社会を創

その誤りを正すために私は戦後補償運動を続ける覚悟です。

ることにつながっていくと思っ

さて、北東アジアになぜ戦争の火種が残っているのかを少し歴史を振り返って見ますと、軍事的な緊張の根本的な原因は、「北朝鮮」にあるのではなくアメリカがつくりだしていることがわかります。さらに日本がそのアメリカの手下となって「軍事対応一辺倒」の協力をして来たところに非常に大きな責任があります。

#### 歴史認識と戦争責任

「日本政府の責任」といえば、明治以後、朝鮮侵略・「併合」支配、第二次世界大戦宣戦布告とその戦争責任です。さらに「終戦の誤った判断」があり、その結果が現在まで続いています。

1945年7月27日、「ポツダム宣言」が日本に伝えられたとき、政府は、「国体護持」を理由に降伏しなかったのですが、その時すぐに受諾していれば、7月27日から8月15日までの間に起きた、8月6日広島原爆投下・8日ソ連の参戦・9日長崎原爆投下、11日 米軍、



会員同士の勉強会と現地調査（京都市北区の高麗美術館）

沖繩から朝鮮派兵、などがなかったのです。朝鮮の分断支配も起こらなかったのです。

同時にアメリカがポツダム宣言を遵守せず、日本が独立しても「安保条約」押し付けを認め、アジアの軍事拠点として半ば占領を許しています。日本は、アメリカの目下の同盟者として、再び朝鮮戦争で「韓国・朝鮮を利用」し戦争特需で再軍備への道を歩み、自衛隊という名の軍隊を編成したのです。

アメリカは1953年7月27日に「朝鮮戦争停戦協定」を成立させ、二ヵ月後には米韓軍事同盟を調印させ、日韓をアジアの軍事的拠点としたのです。

このような歴史的経過を振り返ると、日本の責任は明確です。

日本が戦争責任を自覚し、謝罪と賠償を誠実に行わないため北東アジアの国々と和解できないのです。その上、



東山7条耳塚：秀吉：韓国人3万人の耳鼻慰霊塔に韓国の青年を京都案内、

北朝鮮を国家として認めず国交正常化もせず、仮想敵国として軍備増強に利用しているのです。

このような国際関係が「正常だ」とする日本と、明治以来の日本政府の戦争政策やアメリカが押しつけた戦後の一方的な措置は正しくないとする北東アジアの国々との「歴史認識の違い」は、戦争責任とも深くかわっており、日本側から積極的に解決しなければならぬ問題です。

#### 憲法を生かした新しい外交政策を

北東アジアを平和の地域にするために、多くの団体個人が努力されていますが、私たち日朝協会も、日本国憲法を順守し日朝韓の国民が、草の根から友好親善を進めるために努力をしています。

日本には、韓国・朝鮮人の方々が約

60万人住んでおられます。歴史的にも深いつながりがあり、ほとんどの方が



朝鮮初級学校授業参観と交流会に参加して、元気な子ども達

日本語を話せますので、このかたがたとの交流を重視しています。

憲法で保障されている在住外国人の権利を守り、民族教育を守るために協力しています。韓国からの旅行者を案内することもあります。歌や踊りを見たり焼肉パーティーもします。韓国からの略奪文化財・王朝儀軌の返還を手伝ったこともあります。お会いして親しくなれば、一緒に平和を実現するために共同行動できる信頼できるパートナーです。

5月10日、韓国で革新的な大統領が選出され、新しい歴史が始まりました。韓国のローンソク集會に象徴される取り組みは、韓国民衆の伝統ある闘いに

日本の官邸前行動の教訓を生かしたのだといわれています。とうとう民衆の方で、民主的な大統領を実現させたのです。

北朝鮮問題を解決し平和な地域にするためには、「制裁」「軍事対応」「拉致問題の解決なくして国交正常化なし」という方針では解決せず、関係諸国がもっと積極的に、話し合いの場をつくり、停戦協定を「平和協定」に変え、日本と北朝鮮との国交正常化を実現させなければなりません。

北朝鮮の行動で理解しがたいことがありますが、北朝鮮の現状は、アメリカを相手に停戦協定があり、いつ続きが始まるかもしれない状況なのです。わ

ずか2400万人の国民が日本の31%の土地に住み、アメリカがフセインを殺し国を破壊したようなことをするかもしれないという恐怖の中で、自らと

られている行動であり、なぜそういう方針なのか、もっとよい方法がないのか、どうすればお互いを理解することができるのか、北朝鮮との二カ国協議や六カ国協議など、関係諸国が積極的に平和構築に向けての対話をしなければ、現状は一步も前にすすみません。

日朝協会は、草の根から平和な朝鮮半島と平和な日本をつくるためにあらゆる困難をはねのけ友好親善のため頑張っていく決意です。

## 研究ノート

# 京都婦人同盟の成立と女性たち

## ① 関東婦人同盟

### 井上とし

(女性史研究者)

この政府による政治差別が戦前婦人運動の基本にある。社会には男尊女卑の因習が剥がし難く覆っていた。女性はすべてに厳しい制約、差別下にあったことをまず押さえておきたい。

### \*戦前婦人運動の概略

当然平等な婦人参政権の要求が起る。1920(大正9)年平塚らいてう、市川房枝、奥むめをらが新婦人協会を結成し活動を始める。これが市民的ブルジョワ階層傾向にあったのに対し、婦人労働者・無産階級が取り残されているとして、婦人解放を社会主義の実現によって勝ちとろうとする山川菊枝、堺真柄、九津見房子、伊藤野枝らが赤瀾会を結成した。メーデーへの

### \*はじめに

本誌226号拙稿「斎藤はるをという女性がいた」の文中において、別稿で詳述すると書いた京都婦人同盟について述べたい。

婦人同盟とは1927(昭和2)年結成された関東婦人同盟(労農党系)のことであるが、関東に限らず、各地で活動したのを総称して婦人同盟と呼ばれる。まず、東京で準備を始め、全国に呼びかけられたので、その趣旨、

動向を示したい。地方ではその方法をモデルにして活動し、次第に地域の色を付加していく場合が多いので、活动内容が推測できると考えるからである。次稿で京都の状況に入りたい。

### \*戦前婦人の地位

戦前の女性は政治的自由を法律で禁止されていた。まず1880(明治13)年、自由民権運動を抑圧するための「集会条例」に「女子の政談集会」「政治家人」を禁止した法律に始まり、こ

れは1900(明治33)年の治安警察法に引き継がれる。第5条1項「女子政治結社の加入禁止」、2項「1、女子、未成年者は政治演説会に参加し、また発起人であることを禁ず」とある。1922年に2項のみ廃止となるが、1925(大正14)年、悪名高い治安維持法が普通選挙法と引き換えに成立し、男女差なく弾圧の対象となる。戦争を経て全禁止規定、治安維持法が廃止され、婦人参政権が実現するのは1945(昭和20)年になるのである。

初参加や国際婦人デー、反戦の活動を展開するが、警察の弾圧が強く、解消される。さらに山川を中心に八日会が作られた。

労働者階級の拡大とともに、労働組合の結成も増加していく。同時に婦人労働者が半数を占めるようになり、産業の重要な担い手となるが、その地位は低い。婦人の経済的社会的に特殊な地位を打破するために労組の中に婦人部の設置要求が出る。しかし、婦人部結成に対し、その主導権を独占する男性組合員からは、組合内に性別組織を重ねる必要はないとか、男女ともに社会主義社会の実現を闘うことによって達成されるべきといった反対意見が多く出る。この問題の状況を谷口善太郎『日本労働組合評議会史』（1926年頃）には、

「今日までわが国労働組合運動においてこの婦人労働者の問題はほとんど顧みられなかったといつてよい。たまたま労働組合の大会等で婦人労働者の問題が論じられたことはないでもないが、かかる場合は、その案の内容いかんを問わず、ただそれが婦人の問題であるというだけで、興味と冷笑と性的興奮とのうちに無責任に処理されてしまった。まことに婦人労働者は、未来を支配すべき階級の新しい理想と道徳とを代表するはずの組織労働者からさえも、玩具視されていたのである」

と書いてある。確かに婦人は意識も低く、組織化も困難であろう。だから

こそ歴史的な特殊性を考え、婦人の問題と闘いを具体的に扱うために婦人部が必要であるとすると熱烈な主張もあり、婦人部論争がしばらく続く。男性の意識の基底には男尊女卑の意識、女に大きい顔をされるは嫌、という感情が蔓延していたとしか思えない。

### \*無産婦人大衆の存在

しかし前述のいずれの婦人運動の潮流も大衆的な運動としては発展しなかった。これらはグループや組合内の問題にとどまっただけで、実は広範な婦人大衆は放置されたままである。全無産婦人を包括した運動組織体が必要であり、さらに全無産階級運動の中での一勢力にならねばならないとする運動論も芽生えてくる。婦人部論争の中から、政党加入の自由の無い婦人のために、組合婦人部の限界を超えた共同戦線としての婦人同盟の構想も生まれてきたのではないだろうか。1926（昭和1）年12月30日、評議会中央常任委員会から長文の「婦人運動に関する意見書」が出された。

「我が国の婦人の社会的歴史的地位によつて、今や急速に全無産階級運動に合流せしめるために、全体的統一的な政治的闘争に展開せしめ、当面の闘争目標を闘いとるために無産婦人、農村婦人、小ブルジョア婦人の間に無産婦人を指導勢力とする階級的大衆的な共同戦線をつくり、当面の過程として独立に組織しなければならぬ。―政

治結社加入の自由―すらなき為に、当面に於ては一過程として独立の団体を組織しなければならぬ必要を存する。

この無産婦人を指導力とする共同戦線はやがて、我が無産階級運動に合流せしむることを準備し、また同時に婦人の共同戦線組織をして階級的政党たる労働農民党へ発展転化せしむるものである」

いかにも男性指導者が書いた文章だけれど、これを基本指針として、女性たちの手によって全国単一の大衆的婦人運動の組織創成に向かう。日本労働組合評議会、日本共産党をバックに婦人労働員、民主的中间的な婦人団体、個人、職業婦人社の奥むめお、普選獲得同盟の坂本真琴らにまで幅を広げて「婦人同盟」の準備活動（婦人討論会）が始められた。全国で一致して起とうと、「私たちの要求―治警法第五条撤廃、男女不平等法律撤廃、児童及母性保護に関する諸法案設置、婦人参政権獲得」を掲げ「全国三千万の女性に訴ふ」アピールを發した。

### \*婦人同盟の準備

この稿は婦人同盟書記長であった田島ひで（1901〜1976）の自伝『ひとすじの道』（1968）を参考にしている。

当時の共産党は福本理論全盛期であった。準備会では二、三の婦人党員が「まず理論闘争から」と、分離結合の福本理論を持ち込んで混乱させてし



まった。幅広く全無産婦人の結集を意図し努力していたのに、書記長の田島ひでを折衷主義と批判し、政治的色彩の濃い発言をしたために中間派は退いてしまう事態となった。が、続いて婦人討論会の名で「婦人同盟組織に関する意見書」が出され、これを克服する形となり、意思統一がなされて活動が再開された。市川正一、門屋博が指導、助言にあたったという。

### \*関東婦人同盟の結成

半年後の1927（昭和2）年7月3日、東京本郷の仏教会館で結成大会にこぎつけた。200名ほどの代議員、傍聴者、大山郁夫も祝辞を述べ、市川房枝の顔も見えた。大橋英子の「関東婦人同盟便り」（『朝鮮時論』27年8月号）に当日の様子がつづられている。「それは既成の婦人団体たとえば愛国婦人会、日本女子青年会などのように、或る一部の上流婦人達のきまぐれ仕事ではなくして、実に今日まで三千年来の長い間の封建的因習と固陋な国民道徳の鉄鎖に縛られて、虐待されて居たところの、この三千万の我が婦人同盟の為に、

又この婦人と共に現在の資本主義制度に反対し、この見苦しい不平等の社会を呪って居るところの一般男子プロレタリア団体と力を合わせて、真に公平な、すべての人が、同じ立場に於いて、社会に立つて居けるようにする運動であります」と述べ、いっばいの参加者で「婦人の会合としてこれ程元気のある会は無かった、婦人も男子のような有様です」とある。しかし活発に叫ぶ婦人たちに、ここでも官憲が横暴な介入をし議事進行を妨げた。

関東地方の組織として、関東婦人同盟と命名された。ここに、政治結社権のない我が国の婦人が最初の無産の大衆の単一を目指す組織を誕生させたのである。

書記長に田島ひで、執行委員に丹野せつ、野坂龍、山内みな、柳つる、清家としら。執行委員長にはのちに新妻伊都子が付く。

綱領は、

- 一、政党加入の獲得
- 一、婦人参政権の獲得
- 一、男女不平等条約の撤廃
- 一、教育の機会均等
- 一、産前産後の休養、無料産院の設置
- 一、児童保護法の獲得
- 一、前借年定期制度の禁止及公娼制度の廃止
- 一、婦人の深夜業労働、坑内労働の禁止
- 一、寄宿舎制度の改正
- 一、男女不平等賃金の撤廃

当時の婦人たちの切望が見えてくるであろう。

議案にあった「全国婦人同盟組織促進の件」に従って準備活動も開始した。全国的には3か月後には20余県に準備会が作られたという。

同時期には、右派・中間系の婦人同盟が「左にならえ」（田島）というように作られる。

- 1 全国婦人同盟（日本労働党系 27・10・2）

（29無産婦人連盟と合同し無産婦人同盟となり、32社会民衆婦人同盟（社会婦人同盟の後身）と合同し、さらに社会大衆婦人同盟と合同し、社会大衆婦人同盟となるまで、5年間活動を続けた）

- 2 社会婦人同盟（社会民衆党系 27・11）

（社会民衆婦人同盟と改称）

- 3 無産婦人連盟（無産大衆党系 28・8）

離合集散が激しく、いづれも、政党幹部の妻や姉妹たちで構成され大衆的影響は小さいが、こうして婦人戦線は分裂した。

### \* 婦人同盟の活動

全国婦人同盟組織促進の活動として「婦人同盟の旗の下に」の呼びかけピラを発し、「婦人運動ニュース」も発行された。これらの発行物は、京都にも評議会や共産党の組織を通して届い

ていたと思われる。

1927（昭和2）年は昭和恐慌の真つ最中であり、各地でストライキが激化している。前年、共同印刷、日本楽器のスト、同年、東洋モスリン、大日本紡績、さらに野田醤油の200余日の大ストなどが頻発した。婦人同盟では労働婦人の応援に駆け付け、激励、宣伝、扇動など、「大衆に依拠した活動が始められた。まだほんの初歩的なたたかいはあったが、いままでの婦人団体ではみられないことだった」（田島）

また政治面では、時の内閣が不景気のはけ口として対支干渉政策をとり、第一次山東出兵を起こした。これに反対した労働者階級は対支非干渉同盟を結成し、関東婦人同盟も参加した。

同27年秋には普選法による府県会議員選挙が、翌28年には衆議院選挙が行われた。労働党支持の婦人団体として、候補者応援のため全国各地へ出かけていった。同時に全国組織の準備活動もあった。わずか3か月で全国20余県に出来た準備会を統合発展させるため、1927年12月全国組織準備委員会を、翌28年3月に全国婦人同盟結成大会を開く予定を立てられるまでになった。

### \* 関東婦人同盟の終焉

しかしその直前、共産党が婦人同盟否定の方針を出した。田島たちにとっても、素朴に期待した無産婦人にとっ

ても衝撃であったろう。理由はコミンテルン27年テーゼによって福本イズムが批判され、失脚したからである。婦人同盟が、婦人特有の団体であること、小ブルジョアが指導権を有して労働婦人が少ないこと、知識階層に偏っていることなどが理由とされている。田島ひでは

「関東婦人同盟は、このようにかなりの年月をかけて生まれ、困難さや、実践的たたかいのなから出発したのであるが、結成後わずか半年余の短命におわった。準備活動の期間をふくめても一年余である。その内容を評価するにはあまりにも短い年月である。にもかかわらず関東婦人同盟の活動が戦前の婦人解放運動のなかでしめる意義は決して少なくないと思う」といつている。28年3・15事件があり、左翼運動がいつそう混乱したのは想像できよう。3月25日労働党中央委員会が解散勧告を、3月31日には関東婦人同盟も解散声明を出した。この間の経過は、戦前の弾圧を考慮しても、私には納得しがたいものがある。婦人の主体性、婦人組織の独立性はどこへいったのか。

戦後も共産党は、戦前のこの歴史を顧慮せず、婦人民主クラブを混乱させた。大衆運動における政党の指導性とは何か、どうあるべきであろうか。いまだに解答は出せていない。

今回は同時進行した京都の婦人同盟の動向のついて記したい。

# この一枚

## 1974年の党旗びらき



### 京響が「インターナショナル」演奏

知事選と参議院選挙の年の幕開け、蜷川知事の七選をめざし府立体育館を通路まで埋め尽くして開かれた共産党の党旗びらき。壇上で来賓の蜷川知事、船橋京都市長が不破書記局長、河田賢治参院議員らとがっちり握手を交わし、勝利を誓い合った。

第2部では京都市交響楽団が「インターナディア」「インターナショナル」などを演奏、万人の聴衆に感銘を与えた。(写真)

この年四月の知事選挙には社会党の大橋和孝府本部長、委員長・参院議員が自民・公明などの支持で立候補、中央政界も巻き込む激しい政治決戦となったが、蜷川知事は僅差で勝利、革新の灯台を守り抜いた。七月の参院選では河田議員が全国区の神谷信之助氏とともに当選、全国的にも共産党は大きく前進した。(湯浅)

## 『燎原』の合本「電子ブック版」発売中！

CD-ROM版 各巻頒価 3000円 (送料共)

- 第1巻 (創刊号から第50号)
- 第2巻 (第51号～第100号)
- 第3巻 (第101号～第150号)
- 第4巻 (第151号～第200号)



\*ご希望の方は、事務局まで電話またはFAXでお申し込みください。

京都の民主運動史を語る会 TEL&FAX 075-722-3823 (井手方)

# 会員消息



## 総会へのメッセージから

『燎原』いつも楽しく読んでいます。転倒骨折でリハビリ中、出来れば総会だけでもと思っておりましたが、当日もリハビリが予定されダメになりました。50年頃の高校生の活動や55年ごろの民医連のことなど語りたいたいと思いつつ、この度も、次回こそと再度念ずる羽目となり誠に残念です。『燎原』の作成・発行に謝し、また皆々様のご自愛を念じつつ。  
(宇治・宮城日出年)

地道で粘り強い、皆様の活動に心から敬意を表します。歴史を振り返ることは新しい歴史をつくることでもあると、毎号の『燎原』を楽しく拝見しながら、考えます。いっそうのご発展を祈念いたします。  
(山口市・山本晴彦)

京都の民主運動に育てられた者の一人として、会の発展を願っています。  
(深川市・殿平善彦)

久し振りに岡田先生の話も聞きたいのですが、地元の学習会と重複して出席できません。ご盛会を祈念します。小田切さんにもよろしくお伝え下さい。民衆の苦闘の歴史を無視したり、踏みにじったりする輩の跋扈に腹の立

つ毎日です。  
(舞鶴市・橋本安彦)

住民運動の拡がりを展望しながら、歴史を学んでゆきたいと思っています。秋田出張で参加できません。  
(右京区・山本忠生)

戦争中、私は女学生で学徒動員され、鳥津のレンズ磨きの仕事をしていました。あのような時代を繰り返させないために頑張りたいと思います。  
(宇治市・山中愛子)

総会の盛会を願っています。京都の民主運動を今の若い方へも語り継ぎ、歴史から学ぶ必要が求められている時代です。昔話ではなく今に生きる歴史としてしっかり後世に伝えていきたいと思います。自公政権の暴走を止め9条が生きる日本へ。(北区 国領会・澤井宣治)

嘘つきは泥棒のはじまり。子どもたちにもうそをついてはいけませんと教育してきたのに、総理、閣僚どもの見え透いた嘘は教育上も良くない。早急に真実を明らかにすべきだと思う。憤慨に耐えず。  
(西京区・黒住嘉輝)

一党過半数の下での議会制民主主義がいかに危ないものか、この一年間の安倍内閣の治政で身にしました。戦前の「政党内閣制」もあらためて検討し直す必要があるように思われます。  
(大津市・若井忠熊)

私は1925年京都市伏見で生まれました。蛭川民主府政時代、子どもを守る会に所属していて、何度も知事にお会いしお話をさせて頂いたことを懐かしく思い出します。花には太陽を子どもには平和を  
(左京区・関谷美奈子)

記憶すること、記録すること 記録したものを保存すること その記録文書を公開すること この大事さ 闘いの「武器」になる場合があり、虚偽、歪曲、捏造への反撃の矢となる。語る会の活動の大事さを思う  
(宇治市・須田 稔)

88歳にもなれば足腰が弱り行動しにくくなります。今世の中の不穏な状態を思うと気持ちは負けられません。頭や心が萎えてしまわぬよう読み物をしっかりやろうと心がけています。生みの話が聞けないのが残念です。  
(宇治市・西城保子)

蛭川知事・蛭川府政の7期28年は、保守の人たちに長いと言われましたが、林田、荒巻、山田と続いた府政は10期40年になります。谷善の没後40年に「谷口善太郎を語る会」で『谷善と呼ばれた人』を出しましたが、40年の歳月は知る人がかなり少なくなることを感じました。民主府政落城40年の来年には、再び民主府政を取り戻し、若い人の記憶に民主府政を刻んでほしいものです。(東山区 谷口善太郎を語る会・伊藤哲英)

今、旧松江藩士の自由党员ジャーナリスト、高橋基一の立憲主義論、民権論を追究しています。彼を含め130年前の人々の主張は、今も新鮮なものがありません。ものごとを「抑々」に遡って考えることをしない首相以下の思考様式の問題がよく見えてきます。  
(松江市・竹永三男)

いつも心待ちの「民主運動史」を有難うございます。戦後は、その時々を生きて関わったので、振り返る度に、教訓が引き出せます(会とのご縁を下さった御方にもお目にかかりたい、と念じつつ、この時代の日々を追われていきます)。向後も、身の丈に合わせて、歴史を学びつつ、不転で、残りを刻んでいきたいです。ご盛会を祈ります。  
(箕面市・秋山花子)

お知らせをありがとうございました。岡田知弘さんのお名前もなつかしく、講演のテーマも伺いたい思いでいっぱいですが、今京都をはなれていまして、参加することは無理だと思えます。もう一度元気になって、皆様のあつまりに加われたら嬉しいと思っております。それぞれのの方に転居のお知らせも差し上げられないままです。申し訳なく存じております。  
(神戸市・川合葉子)



▼第230号正誤表・①P1下段の目次部分5行目、倉田（誤）↓倉岡（正）  
 ②P4、1段目左より14行目から11行目まで次の文章に差し替え。↓文学運動が大切なことを認めながらも、どこか基本的でないもの、遊びに近いものとの偏見を持っていました。③P11、4段の最後『歴史と兵庫』↓『歴史と神戸』  
 今号の大久保講演の問題提起を受

け、次号では岡田講演で「地方自治のもう一つの選択」を深掘りします。乞うご期待。

▼7月2日の「都議選」での自民大敗。ジャーナリスト・青木理さんの「安倍三代」を読了する。選挙戦最終盤の秋葉原での安倍演説で、「こんな人たちに負けるわけにはいかない」とムキになるメンタリティーがどのように形成されたのか、家業として政治家になつた小心的な男、お友達に囲まれていなければ不安に陥るのだろう。それについても、政権党の劣化を取り繕う目先のモデルチェンジは、一度目は大腸性潰

ようによる政権投げだしという悲劇だったが、二度目は笑えない滑った喜劇だ。

▼8月は鎮魂の時。1943年、戦局の劣勢を取り繕う戦争指導部は、「絶対国防圏」を設定し、それ以外に進出した部分には補給を放棄したため、戦死者のほとんどが餓死だったという。「第31回平和のための伏見戦争展」（9月23日午後2時より・藤ノ森神社参集殿）のシンポジウムで、小型水上ボートの特攻兵器「震洋」の生き残りでもある岩井忠熊先生と沖繩戦で散つた少年飛行兵の日誌「花もひらかぬ

# 京都の民主運動史を語る会9月例会

とき 9月16日(土) 午後2時～4時30分

ところ 京都市職員会館かもがわ 第1会議室

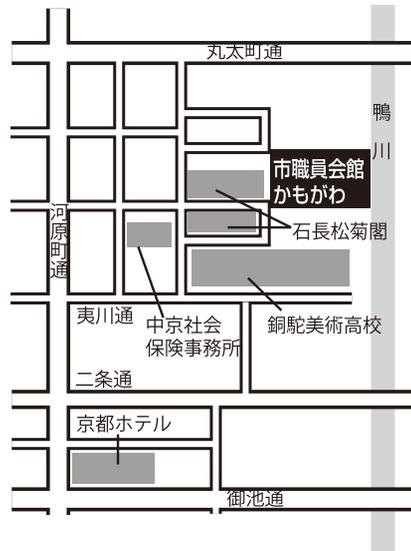
河原町竹屋町東入、石長旅館の奥

テーマ 戦後京都の民主的ジャーナリズムを生きて

語る人 湯浅俊彦さん

(元かもがわ出版会長・「京都民報」編集長)

若きマルクスは、歴史的告発者を分析するジャーナリストとして登場した。湯浅俊彦氏は、現場にこだわり、人々の暮らしに共感し、ジャーナリストに徹した。戦後京都の画期をなした諸事件を熱く語る。



例会は隔月に開きます。どなたでも参加できます。会員は無料。会員外の方は資料代300円。

## ◆原稿募集◆

「忘れ得ぬひと」「闘いの記録」「エッセイ」など、会員の皆さんからの原稿を募集しています。書き遺しておきたいことをぜひ「燎原」に。テーマ、字数は問いません。

「燎原」編集部

十八のまま」をまとめた平野治和(脱原発語り部医師)さんが対談。「軍事作戦としての特攻」要員はどのようにつくりだされたのか、本土決戦のための時間稼ぎをする捨て石だったのか。本土決戦ともなれば、連合軍にも相当の損害がでるぞとブラフとすることで「国体護持(天皇制の存続)」を取引しようとしたのかを問う。

▼このシンボのアンカーが、沖繩の辺野古新基地反対でゲイト前の座り込み支援の行動するエコロジスト・屋富祖昌子元琉球大学准教授が、「第三の琉球処分」ともいうべき「日米同盟強化」の犠牲に差し出されるのは許せないと

の思いを語る。

▼まさに、安倍暴走政治を打倒という声、日本列島いたるところ「燎原」の火のように燃え広がってきている。

(佐藤)